



# 文京区分別収集計画

---

平成28年6月

文京区

# 文京区分別収集計画目次

1	計画策定の意義.....	1
2	基本的方向.....	2
3	計画期間.....	2
4	対象品目.....	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）.....	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）.....	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）.....	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）.....	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法.....	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）.....	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）.....	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項.....	7

# 1 計画策定の意義

文京区では、平成23年度から32年度までの10年間の廃棄物処理の計画を定めた「文京区一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）」について、平成28年3月、中間年度の見直しを行い、新たな数値目標を定めました。この見直しに当たっては、リサイクルを前提とした大量消費型ライフスタイルを考え直すことに主眼を置き、従来の「3R」全体を推進する方針から一歩進め、まずリデュースとリユースをリサイクルに優先することで廃棄物の発生段階から排出量そのものを抑制する、「2R」を前面に打ち出しました。

今後5年間の資源の回収量を見込んだ本計画におきましても、ごみに混入されている資源物の分別の徹底はもちろんのこと、排出抑制＝リデュースの考え方を取り入れて算定しております。計画の確実な実現のために、排出者である区民や事業者への意識啓発を中心に様々な施策を実施してまいります。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は次のとおりである。

- 生産・消費活動における発生抑制
  - ・全区民・全事業所に対する発生抑制への取り組み支援事業を展開する。
- リサイクルの仕組みの整備
  - ・区民の様々なライフスタイルに応じたリサイクルの仕組みを整備する。
- 区民やNPO、事業者との協働
  - ・発生抑制・リサイクルを進めていくためには、区民と事業者の協力が不可欠であるため、区内団体及び区内リサイクル団体、事業者団体などとの協働を図る。

## 3 計画期間

平成29年4月を始期とし、平成33年度を目標年度とする5ヵ年とし、3年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、次の容器包装を対象とする。

- 1 スチール製容器包装
- 2 アルミニウム製容器包装
- 3 無色ガラス製容器包装
- 4 茶色ガラス製容器包装
- 5 その他ガラス製容器包装
- 6 飲料用紙製容器（紙パック）
- 7 PETボトル
- 8 その他プラスチック製容器包装
- 9 段ボール

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

各年度における文京区での容器包装廃棄物の排出量見込みは次のとおりである。

(t)

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
容器包装廃棄物	9,953	9,856	9,758	9,660	9,564

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出を抑制するため、次の方策を実施する。

### (1) 排出者意識啓発計画

#### ① 区民を対象とした啓発活動

- 区報やホームページ等を活用した積極的な啓発活動の実施
- リサイクルイベントや施設見学会等を活用した普及啓発の実施
- 環境教育の取り組み、児童を対象とした啓発の実施
- リサイクル推進活動表彰の実施

#### ② 事業者を対象とした意識啓発

- 事業用建築物への排出指導に伴う啓発
- 優良排出事業者への表彰の実施
- 再生品の積極的な利用の促進と評価
- 拡大生産者責任（EPR）に基づく取り組みの働きかけ

### (2) 資源・ごみ排出管理計画

#### ① 資源・ごみ集積所管理事業

- 単身世帯に対する排出マナー指導の徹底
- 集合住宅の管理会社を通じて、入居者、居住者へ資源・ごみの排出ルールを徹底。また集団回収移行への勧奨

#### ② 事業系廃棄物排出指導事業

- 延床面積が1,000㎡以上の事業用建築物への排出指導の実施
- 事業者を対象としたリサイクルシステムの実施

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

処理施設の状況、再商品化計画等を総合的に考慮し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を次のように定める。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器包装 主としてアルミ製の容器包装	缶
主として ガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又はしょう油を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ (以下「白色トレイ」と表記)
	白色トレイ、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

## 8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

各年度における分別収集対象品目の回収量見込みは次のとおりである。

（単位：t）

	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器	317		320		323		326		329	
主としてアルミ製の容器	168		168		168		168		167	
無色のガラス製容器	(合計) 1,213		(合計) 1,208		(合計) 1,203		(合計) 1,197		(合計) 1,192	
	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量
	0	1,213	0	1,208	0	1,203	0	1,197	0	1,192
茶色のガラス製容器	(合計) 615		(合計) 613		(合計) 610		(合計) 607		(合計) 605	
	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量
	615	0	613	0	610	0	607	0	605	0
その他のガラス製容器	(合計) 739		(合計) 736		(合計) 733		(合計) 730		(合計) 726	
	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量
	739	0	736	0	733	0	730	0	726	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	13		14		15		16		17	
主としてダンボール製の容器	2,980		2,990		3,000		3,010		3,020	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 830		(合計) 840		(合計) 851		(合計) 861		(合計) 872	
	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量
	622	208	630	210	638	213	646	215	654	218
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 4		(合計) 4		(合計) 5		(合計) 5		(合計) 6	
	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量
	2	0	2	0	2	0	2	0	3	0
(うち白色トレイ)	(合計) 2		(合計) 2		(合計) 3		(合計) 3		(合計) 3	
	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量
	0	2	0	2	0	3	0	3	0	3

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

(1) 特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みについて

- 平成27年度の可燃ごみ、不燃ごみ、資源回収実績及び人口予測結果から今後5年間の排出量を予測
- 予測したごみ量に対してごみ組成割合を乗じ、品目ごとの排出量を算出
- 品目ごとの排出量に対して品目ごとの処理フローを乗じ、分別収集量を算出

(2) 人口予測について

人口は、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口」のデータを利用して文京区の各年の人口増加率を算出し、平成27年10月1日の住民基本台帳人口にこの増加率を乗じて、平成33年度までの各年度の人口を推計した。

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
210,149人	210,212人	210,275人	210,338人	210,422人

※ 外国人登録を含む

※ 各年10月1日現在



## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の収集は、区が実施する資源分別収集の他、区民団体が中心となって実施している集団回収や公共施設等を活用して行っている拠点回収を併用して、効率的な回収に努めていく。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	スチール アルミ	缶	区による資源分別収集 区民団体による集団回収	民間施設
びん	無色ガラス 茶色ガラス その他ガラス	びん	区による資源分別収集 区民団体による集団回収	民間施設
紙	紙パック	紙パック	小売店店頭等での拠点回収 区民団体による集団回収	民間施設
	段ボール	段ボール	区による資源分別収集 区民団体による集団回収	民間施設
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	区による資源分別収集 区民団体による集団回収	民間施設
	その他プラスチック	プラスチック製容器包装	公共施設での拠点回収	民間施設
	白色トレイ	トレイ	公共施設での拠点回収	民間施設

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面は、民間企業が有する施設を活用して選別・圧縮・保管を行う。  
資源化施設の確保については、検討を行う。

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- 区民等と協働して、清掃事業とリサイクル事業を効果的に推進していくため、区民、区内関係団体等構成員及び学識経験者からなる「リサイクル清

掃審議会」において、一般廃棄物処理基本計画に基づき今後の方向性や具体的な施策について検討を行い、実施していく。

- より広範な区民や事業者の参画を促すため、区内リサイクル団体とともに区民主導の事業を支援していく。
- 区民や事業者の自主的かつ積極的な取り組みを促すため、区は必要な支援を行っていく。